

## 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用について

## 1 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の趣旨について

- 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の施行(平成 19 年 1 月 1 日)により、有床診療所の入院時間制限の努力義務が廃止され、その設置については医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を受けるとされました。(医療法第 7 条第 3 項)
- 有床診療所の設置について許可を要しない例外は次のとおりとされています。

(医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項)

居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

- 厚生労働省医政局長通知によると、これらに該当するものとして「個々の診療所名を医療計画に記載するに当たっては から までの診療所に該当するか否かを、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから医療審議会の議を経るもの」とされています。

## 2 届出資格の審査の基準について

- 上記の局長通知では「診療所一般病床設置の届出事務等が徒に遅滞することがないように、医療審議会の部会の活用、 から に掲げる診療所の基準を定め県において届出資格の審査を行う等の方法によることも差し支えない」とされています。本県でも産科診療所の一般病床の設置に関する動きがいくつか見られ、今後、届出資格の審査事務を円滑に行うため、届出により病床を設置することができる診療所の基準を定めていくことが適当と考えられます。

- 本県の届出資格の審査の基準については次のとおりとします。

【周産期医療に係る診療所】

ア 産科又は産婦人科を標榜すること。

イ 分娩を取扱うこと。

ウ 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

3 有床診療所届出資格の審査手続きについて

- 届出資格の審査にあたっては、診療所開設予定地の圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会計画部会の意見を聞くこととします。
- 本年度については、平成 20 年度の 2 月から 3 月に開催を予定している圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会計画部会で審議をお願いします。
- 平成 20 年度以降については、従来行ってきた非過剰圏域等での病床整備計画を審査する手続きに併せて行うこととします。

4 計画記載の形式について

- 見直し計画公示時点(今回の見直しにおいては平成 20 年 3 月 31 日)で開設が確実である産科診療所については周産期医療連携体系図において地域での分娩を担う「地域周産期医療施設」等として記載するものとします。
- 見直し計画の公示時点以後に開設される産科診療所については、当該診療所の開設後に行われる計画見直しにおいて記載するものとします。
- 産科診療所以外の場合は、具体的な資格審査において医療計画にどのように記載すべきかを検討することとします。